

平成 26 年 12 月 16 日

総 務 大 臣  
山 本 早 苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成 26 年 10 月 28 日付け諮問第 3067 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

## 「接続料規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方
意見 1 加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費が安くなったことにより、世帯負担が軽減されるのではないか。	考え方 1
光ケーブルの延長料は安くなって世帯の負担は安くなって長持ちするってことですか。(個人)	加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費は、第一種指定電気通信設備に係る接続料原価の算定に用いるものであるが、一般に利用者料金は市場環境等様々な要因により定められるものと思われるため、加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費の低下が直ちに世帯負担の増減につながるとは限らない。